

第六十五回
参議院社会労働委員会會議録第十号

(二二三)

昭和四十六年四月二十日(火曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

三月二十五日

三月二十六日

三月二十九日

四月十三日

四月十五日

四月十九日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

四月二十日

委員長

林 虎雄君

理事

上原 正吉君

委員

高田 浩運君

委員

小柳 勇君

委員

渋谷 邦彦君

委員

黒木 善彰君

委員

黒木 利克君

委員

鈴木 省吾君

委員

長屋 茂君

委員

増田 盛君

委員

安田 隆明君

委員

山下 春江君

委員

英行君

委員

武内 五郎君

委員

内田 常雄君

委員

厚生 大臣

委員

厚生 大臣官房長

委員

厚生 省援護局長

委員

事務局長

委員

常任委員会専門員

君、横山フク君、塩見俊二君、小野明君、占部秀男君が辞任され、その補欠として中沢伊登子君、増田盛君、安田隆明君、鈴木省吾君、長屋茂君、黒井善彰君、武内五郎君、瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(林虎雄君) まず、理事の補欠選任を行なうと存じます。

去る三月二十五日、渋谷邦彦君が、また翌二十六日、高田浩運君が委員を一人ずつ辞任されましたために、理事に二人の欠員が生じております。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に高田浩運君及び渋谷邦彦君を指名いたします。

○委員長(林虎雄君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○國務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及び戦傷病者の妻等、戦争犠牲者に対しましては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これらの支給範囲の拡大、支給金額の引き上げなどを行なうことにより援護措置の改善をはかることとして、

関係の法律を改正しようとするものであります。以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金及び先順位遺族にかかる遺族年金等を恩給法に準じて増額を行なうこととしたしております。

改正の第二点は、準軍属にかかる障害年金等の額の改善でありまして、被徴用者等については、現行の軍人軍属にかかる額の八〇%相当額を九〇%相当額に、その他の準軍属については、現行の七〇%相当額を八〇%相当額にそれぞれ引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、軍人軍属の事変地・戦地におけるいわゆるみなし公務傷病にかかる障害年金の支給対象の拡大でありまして、現行の特別項症から第三款症までとされている支給対象を第五款症までに拡大することとしたしております。

改正の第四点は、昭和十六年十二月八日以後本邦等における勤務に關連した傷病により第五款症以上の障害者となった軍人軍属等またはその者の遺族に、公務傷病による障害年金、遺族年金等の額の七五%相当額の障害年金、遺族年金等を新たに支給することとしたしております。

改正の第五点は、日華事変中に本邦等における勤務に關連した傷病により死亡した軍人等の遺族に、公務傷病にかかる遺族年金の額の七五%相当額の遺族年金を新たに支給することとしたしております。

以上のほか、軍人恩給復活の際に六十歳未満であつてこれまで公務扶助料の扶養加給の対象となつたことのない軍人の父母等に対し後順位の遺族年金を支給し、また昭和二十年九月二日以後、海外で軍人軍属たる特別の事情に關連して死亡した者の遺族に対しても遺族年金等を支給すること

出席者は左のとおり。

といたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正でありまして、留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることといたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正でありまして、昭和十六年十二月八日以後、本邦等における勤務に関連した傷病により第五款以上の障害者となった軍人軍属等に新たに療養の給付等を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額することといたしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正でありまして、昭和四十五年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により遺族年金または遺族給与金を受けることとなった戦没者の妻に、新たに特別給付金を支給することといたしております。

第五は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正でありまして、第五款症にかかる障害年金を受けている戦傷病者の妻等に、新たに特別給付金を支給することといたしております。

第六は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正するものでありまして、昭和四十五年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により遺族年金または遺族給与金を受けることとなった戦没者の父母または祖父父母に、新たに特別給付金を支給することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び内容の概略であります。この法律案につきましては、衆議院において、療養手当の額の改正規定は公布の日から施行することとなっているものを、公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは同年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は、ただいま大臣から説明がありましたように、衆議院において施行日につき一部修正がなされております。

それでは、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 衆議院でも詳しく質問がなされておりますから、なるべく重複を避けて質問をしてみたいと思います。

まず、この法律の中身に入ります前に質問いたします。

二点ございしますが、一つは、戦争によるわが国の国民に対する犠牲の救済がこの法律によって定められてまいりました。今日まで何回かの改正によりまして広範に拡大されておることは、まことに喜ばしいことであります。ところが、このいままでの戦争というものを振り返ってみまして、わが国に外国から侵入をまいて戦争をやったというところは一回もないわけでありまして、日支事変にいたしましても、太平洋戦争にいたしましても、わが国の軍隊が外地に出かけて行って戦争しておる。したがって、そのわが国の国民に対する援護は——あとでまたいろいろ質問いたしますが、外国の国民のこの戦争の犠牲に対する謝意といひましようか、国民的な償いといふものがほとんどなされてない。もちろん賠償などによつて、外交的な措置はありますが、国交の回復してない中国あるいは朝鮮人民民主主義共和国などの戦争犠牲者に対する謝意などというものは今日までなされてない。一つは、この中国大陸への侵略戦争に対する謝意表明などについて、内田厚生大臣は閣議などで話されたことがあるのかどうかですね、あるいは閣議でそういう話が出たのかどうか。それは、最近、米中との接近が急速度にあるとして、わが国も近い将来に、なるべく早い機会に中国大陸との友好関係を進めたいかなければならないということも考えておりますが、それにはまず戦争の犠牲者に対する国民的な謝意というものがなされなければならぬのではないかと。あと私は遺骨の収集とかあるいは未帰還問題などお尋ねいたしますけれども、その前提になるものは、アジア大陸などの国民に対するわが国民の気持ちを何らかの形であらわす必要があるのではないかとお考えでございましょう。

○国務大臣(内田常雄君) ただいまの御意見は高度の外交的あるいは政治的な問題に関連するものでございまして、必ずしもこの国民の社会福祉あるいは衛生保健というようなことを担当する私限りで答えできる問題ではございません。今回の提案申し上げました法律の幾つかの改正法案も、もっぱら先般の戦争に関連した日本国民の生命自體に関する国家補償の趣旨につきまして、恩給法等の補完的なあるいはまたこれと並行して処理を要するものに限る問題でもあらうございまして、お尋ねの点には触れておらないわけでございます。御意見のことにつきましては、今後、日中

国交回復等に関連して、より高い面から検討をせらるべき課題であると考えますので、小柳さんの御意見をここで承りますが、私からお答えすることは差し控えと申しますが、お答えできる問題のようにも思いませんので、御意見を十分拝見します。政府の閣僚の一人として承っておくことにいたさせていただきますと存じます。

○小柳勇君 この委員会でもそのような話が出たというところがある機会に閣議に出していただきたいと思うのです。

それから第二の問題は、朝鮮人民民主主義共和国への帰還者の取り扱いの問題であります。これも実は質疑通告はしております。質疑通告しておりますから、担当局長でけっこうです。それから、帰還者の取り扱いの現状とこれからの扱いについての御説明を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) いわゆる北朝鮮帰還の現状でございますが、今年の二月にモスクワにおきまして、日本赤十字の代表と北朝鮮の赤十字の代表の間におきまして、いわゆる北朝鮮帰還に関する協定が結ばれたわけでございます。その協定によりまして、目下北朝鮮帰還希望者につきまして帰還の準備が進行いたしております。

具体的に申し上げますと、日本赤十字社は、その協定によりまして、今年の五月から六カ月間の間に北朝鮮帰還が行なわれますので、その帰る希望者につきまして、日本赤十字社は、各都道府県の日赤の支部を通じて帰還希望者につきまして調査をいたしまして希望を表明しておられるようの方々が帰るといふ希望を表明しておられるようでございます。そこで第一船は、いまのところ北朝鮮赤十字と日本赤十字との間の話し合いで、第一船が五月の十二日に新潟に入つてまいりまして、この第一船は五月の十四日に出航する予定でございますが、第一船では、大体三百名から三百五十名ぐらいの方が乗るといふこととございまして、以下十月までの間に五千名の希望者の方々が新潟港を経由して帰られる、こういうような情勢でございます。なお、五千名につきまして、この五千名が全部お帰りになるかどうか、これはまた現実の場合にはならぬとわかってませんが、一応かし五千名の方が帰還の申し出をしておられるというふう

に承っております。

○小柳勇君 五千名申し出がありまして、希望者につきましては条件をつけないで全部帰国させる、このように理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(中村一成君) そのようでございます。御本人の意思であるということが確かでございます。御本人の意思で帰るというところが、法律上ではあるという方がもしあるとすれば、そういう方はあるという方があることにはなると思ひます。けれども、そういうような刑法その他法令関係によりまして出国が認められない方々以外は全部帰られるというところでございまして、

○小柳勇君 わかりました。こちらから向こうに帰還される方の話をいたしましたから、今度は未帰還者の問題を先に、法案より先に取り上げて御説明を求めたいと思ひます。

アジア大陸あるいはいまの北朝鮮その他お戦争

状態が終結しないで、こちらに帰らないわが国民の存在とその調査方法について御説明を願います。

○政府委員(中村一成君) 現在まだ海外におりまして、日本に帰って来ない方々は約四千名でございます。詳細に申し上げますと、ソ連地区に三百八十六名、中共地区三千二百二十三名、北鮮地区百十四名、南方その他の地域が二百四十一名、これらの方々がまだわれわれの資料から見まして、確認された資料からいたしますと、これだけの未帰還者の数があるわけでございまして、さらにこの中でどの程度の方が生存をしておられるだろうか、ごく最近において、こういうことでございまして、約千八百名ぐらいの方はこの四千名の中で生存をしておられることが確かでございます。さらにその中で日本に帰りたいという希望を持っておられる方は五百七十七名というのが未帰還者の現状でございます。

○小柳勇君 端数までわかっておりますが、このわかりました数字、このように小さいところまでわかりましたのがどういふことであったのかというところ、それから生存者が千八百人であるが、その他の方は生死不明と理解していいか。それから五百七十七名の方が帰りたいとおっしゃっているが、千八百名の中の五百七十七名でありまして、その五百七十七名以外の方はもう帰りたいとおっしゃっているのかどうか、もう一回御説明願います。

○政府委員(中村一成君) 非常にこまかい数字まで私どもとしてはつかんでおります。そのつかみ方でございますが、これは私どものほうの援護局の中の調査課と申します専門の課でございます。この調査課は、そういう未帰還者等の調査を専心に行っている課でございます。ここで外地から帰って来られた方々からの情報、いわゆる帰還者からのいろいろな資料をとりましますとか、あるいは現地に残っておられるという未帰還者の方々の間の手紙の交換をするといったような個別のやり方をいたしておりますほか、在外公館を通

じまして、引き揚げ者に関するあるいは未帰還者に対する調査を積極的に依頼をいたしております。その他、赤十字を通ずるあるいは相手方の赤十字を通ずるといったようなやり方、その他こちらから外国に参られる方々につきまして調査をお願いする、そういうふうないろいろな方法を通じて、こういうふうな具体的に名前前まで調査をいたしているところでございます。

それから、千七百七十五以外の方はどうであらうかということにつきましては、おそれくわれわれの推定をいたしましては死亡しておられるのじやなからうかというふうな考えをわけでございまして、なくなっておられるのじやなからうかというふうな考えをわけでございまして、それから帰国希望者が五百七十七名と申しますのは、未帰還者の中では率としては低い率でございますが、この未帰還者の方々と申しますのが、実は終戦当時におきまして子供であったとかあるいは女の方であったといったような方が大部分でございまして、したがって、現在におきまして、その当時子供であったかというようなことでよくわからないということ、あるいは女の方でございまして、現地で結婚その他いたしまして、なかなか向こうのそういう、何と申しますか、家族の方々と縁を切つて日本に帰つてくるといふことがなかなかできないといったような状況の方々が大部分のようでございます。その他の方々につきまして、帰還の意思の有無につきましては、なかなか本人の意思の表明ができていないあるいはすることができないといったような状態の方々が大部分じやないかというふうな考えをしております。

○小柳勇君 五百七十七名の帰国希望の方々に對しまして、外交折衝など、折衝をやっておられると思ひますが、その実情を御説明願ひます。

○政府委員(中村一成君) 五百七十七名の方につきまして、大部分の方々につきましては、すでに私どものほうといたしまして、こちらとしては受け入れのための帰還証明書、これは法務省のほうで発

行するわけでございしますが、帰還証明書を本人に送つておるとかあるいは帰国のための旅費等を向こうへお送りするといったような手続は、ほとんどやっておるわけでございまして、ただ、向こうのいろいろな情勢によりまして、まだこちらへ帰つてきておりませんが、こちらとしては一応五百七十七名につきましては手は打つてある、こういうことで、ただこの方々のお帰りをこちらはお待ちしている、こういう状況でございます。

○小柳勇君 お帰りを待ちましても、向こうのほうで国が出国を許可しなければ出られないわけでございまして、そのような国と国との折衝は、国交が回復していないからできない点もありましようが、具体的にはどういふ方法で、ただ待つだけでは帰つてきませんでしようが、その促進策などをやっておられるでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 例を申し上げますと、ソ連地区の場合、特に樺太からの帰還者の場合は、最近ソ連におきましては出国の場合の手数料等が相当高額になつてゐるようでございまして、なかなか手数料が払えないといった程度に相当高いというので、帰りたいけれどもなかなかそれが払えないというふうなことも聞いておりますので、これはモスクワの日本大使館を通じて、現在ソ連政府に、そういう方々につきまして何とかひとつ軽減の措置をとつてもらえぬだろうかというやうな折衝をただいまやっておりますが、その他われわれといたしまして、その他のケースの場合につきましても、おっしゃいますとおり、国と国との折衝ができない場合もございまして、いろいろのケース・バイ・ケースによりまして努力はやつておるところでございます。その結果、最近でも、わずかでございしますが、毎年十名あるいは二十名近くの方々がお帰りになつておる状況でございます。

○小柳勇君 一番最初に申し上げましたように、戦争をアジア大陸でやりまして、しかもなお、いわゆる中国とは国交も回復してない。佐藤総理

は、台湾と国交回復しているから、もうそれで中国との問題は終わったというようなことまで国会で答弁されるような情勢であります。中国で三千二百二十三名という者が未帰還という数字が出てゐる。その中で生存者千八百人という数字がその中の大部分の方は中国だと思ふのですけれども、五百七十七名の帰国希望される方も、おそらく大部分は中国ではないかと思ふのですが、こういう面でも、やはり戦争に対する国の正式な謝意といひましようか、そういうものの表明をして、そうして一日も早く帰国希望者については帰国させてくれというところを、国が正式に言えるような情勢をつくらなければならぬと思ふのです。これは局長の答弁ではないと思ふんです。大臣ですね、大臣から御答弁を求めたいのですけれども、とにかくアジア大陸で戦争したのは悪かった、その中でこれだけの未帰還の方がいるのだから、しかも帰国希望者もたくさんいるのだから、早急に帰してくれと言ふことが、国交回復していかなくても、道義上できないわけならぬと思ふのです。終戦後二十五年ですね、いまなお帰国を希望しながら、五百七十七名の方々が帰れない。しかも、はつきり数字が援護局でわかつてゐる方が帰れないということ、は、われわれ国民として許せないですね。何らか早急に手を打つ方法はないか。アメリカの卓球団が正式に呼ばれてゐるやうな情勢ですから、戦争後二十五年たつた今日、帰国を希望しながらなお帰れないなんていうことは、許せないと思ふんです。これは数字をただ正式に把握するだけではなくて、それをもつと、わかつたらすぐ帰す、数字は何名いるかわからぬが、このくらいの手を打たなければならぬと思ふのですが、いかがでしよう、大臣。

○國務大臣(内田常雄君) 私は、そのことは相手国政府の承認あるいは国交樹立以前の、人道的課題であると考えられるものでございまして、したがつて、中共等に対しまして、毎年いろいろな関係でこちらからおいでになる方々にはリストも持ち願ひまして、そうして早期帰還のことにつきまして

○小柳勇君 藤山さんも中国においてになる。れっきとした自民党の代議士ですからね。しかも、かつて大臣をおやりになった方が正式に中国に訪問する。そういういい機会もありましょうし、一日も早く、少なくとも希望する方について、は早急に帰国できるような手を打っていただきたいと思っています。これは希望です。

○政府委員(中村一成君) 太平洋戦争以前からの傷病でなお入院しておられるという方の数はいま手元を持っておりませんが、今回の改正によりまして、昭和十六年十二月八日以後の本邦等の勤務関連傷病に対して障害年金を支給しようとする今回の改正の対象といたしまして私どもが推定いたしてございますのが、約百八十名の方々というふうな考えておる次第でございます。

○小柳勇君 それは十二月八日以後でしょう。十六年十二月八日以後でしょう。

○政府委員(中村一成君) お尋ねの方々につきましては、入院の方で二百三十名ぐらい、それから通院しておられる方が四百十一名ぐらい、約六百四十一名ぐらい。これは正確ではございませんので、大体六百四十一名、六百数十名の方々ではないか、こういうふうに考えております。

○政府委員(中村一成君) 今度の改正の中で、いま申し上げました方々の中で一部分の方は実は対象になるわけでございまして、太平洋戦争中に内地において軍人、軍属としての勤務に関連した傷病にかかつて現に第五款症以上の不具廢疾の状態にある方、これが今回の改正で障害年金の支給をお受けになるというわけでございます。なお、別途提案されております恩給法の改正によりまして特別傷病恩給の支給を受けるということにもなっております。

なお、いま先生のお示しの日華事変間にかかる勤務関連傷病というものは今後検討させていただきたいと思ひます。衆議院におきまして、いまお示しのとおり、田邊先生からの御質問がございま

○小柳勇君　その問題は、それでひとつ検討していただきます。

○政府委員(中村一成君) その他の方々につきましては、防空関係の医療関係の方々、医師、歯科医師、看護婦、こういう方々で防空業務に従事した場合におきましてけがをされるいはなくなられた方につきましては、予算措置をもちまして手当を差し上げる、お見舞い金を差し上げるといふことになりまして、これは四十五年度、四十六年度の予算に計上されておりますが、現在各県から出されました資料につきまして検討いたしておりますが、ごく最近まで二十数名の方につきま

て裁定をいたしておりますが、ほとんど大部分は
広島の大原爆のときにおなくなりになった方のよう
でございます。その他の一般の国民の方々に空襲
等によつて被害を受けた方々の問題につきまして
は、現在の戦後の援護行政の対象としてはこれは
入らないということで、いろいろと議論はござい
ますけれども、一般の方々につきましては対象に
しないという線で今日まで参つてるところでござ
います。

○小柳勇君　その他、戦後処理ということでどう
いう問題がございますか。まあ附帯決議になりま
したものは今度の法律改正で取り上げられており
ますが、これ以外にどういふことがあるか。たと
えば、私がいまだに申し上げましたようなこと、

○政府委員(中村一成君) やはり私どももいたしましては、現在遺族年金あるいは障害年金をももらつておられる方々、こういう方々に関する処遇問題というものを、世の中の一般の推移と即応いたしまして、たとえばそういうような年金といったものの額を引き上げていくといったような問題、それからなお、おっしゃいましたように、いわゆる未処理の問題といたしましては、バランスを失することなくやっていかなければならぬ。したがって、先ほど先生お示しのとおり、たとえば日華事変、太平洋戦争以前におけるいろいろな問題と太平洋戦争以後の問題のバランスの問題、あるいは軍人、軍属、準軍属の間におけるいろいろなバランスの問題といったような、制度の内部におけるところのいろいろな調整の問題といったような問題、さらには、やはり戦後処理の問題といたしましては、最近におきまして特に一部においてまだ不十分であるといわれていますところの、海外におけるところの遺骨の処理等の問題あるいは未帰還者の問題といったような問題につきまして、現在努力をいたしているところでございませう。

○小柳勇君 具体的でないですけれども、戦後二十五年たちまして、いま少しずつ少しずつ処理件数が拡大していくことはあまり喜ばしいことじゃないと思うのです。したがって、いろいろなものが出てくるからこれを取り上げるといふ方法もある

す。

○政府委員(中村一成君) 確かに今度の改正におきまして、軍人以外につきましては、軍属、準軍属につきましては、昭和十二年の七月七日以降の問題につきましては適用にならないわけでございませう。実は軍人につきましては、恩給法の関係におきましては、こゝまで実は適用をしないということなんでございませうけれども、援護法におきましては、この軍人につきましては、十二年の日華事変の勃発以降まで持つていくといたしまして、いまだその他のところまではいきませんけれども、少なくとも恩給法の取り扱いからいいますと、この点は先にと申しますか、一歩前進をいたしておるわけでございませう。

なお、軍人以外の方々ににつきまして、日華事変までさかのぼるかにかんづきましては、いまのところ、軍人以外の方々の勤務につきましては、こゝまでさかのぼることにございまして、その当時の勤務の態様からいまして、さかのぼることはいかかであるかということ、今回の改正ではこゝまでは手がつかないわけでございませう。しかし、この問題につきましては、今後十分検討をさせていただきますと、こう考えております。

なお、その次にパーセントの問題でございませう。先ほど申しましたとおり、今回の改正では、被徴用者等につきましては九割、その他の準軍属につきましては八割といたしまして、一割ずつ処遇の改善をするわけでございませうけれども、なおそういうふうな軍人、軍属に比べまして差があるわけでございませうが、この問題につきましては今後さらに、先ほどの問題、第一の問題と同様に検討させていただきます、こういうふうに考えます。

○小柳勇君 いまの問題、準軍属の十分の八と十分の九についても不満ですね。準軍属と身分で二つの差をつける、しかも障害年金の額につきましてもそうでありませうが、大蔵省がどうしてもうんと言わぬから、厚生省として一本にしたいけれど

も、大蔵省が予算折衝のときにどうももうんと言わなかったというようなことも聞いておりますけれども、厚生大臣はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) いろいろ経緯はあったようでございますが、私は、この問題はこゝまゝ将来残すことがいいとは思いませんので、次の機会にいたしますが、これは近い将来にこれを——七〇が八〇になった、八〇が九〇になったからそれでいいとは思いませんので、これはできる限りもう少し私どもも満足のいくような形で、また受給者に有利な改正をしたいと考えております。

○小柳勇君 わかりました。それで、まあもう一回申し上げておきたいのですけれども、いまの私どもの国民感情からすれば、軍人とか、軍属とか準軍属とかというように年金や給与金にあまり大きな差をつけてもらいたくない——大きな差というよりも、差をつけてもらいたくない。家族の身になれば、残された者の身になれば同じなんです。あるいはけがした者の身になれば同じだと思ふのです。鉄砲持っておったか、工場で働いておったかという差だけなんです。しかも犠牲の程度は私は戦争に参加した者より戦争に参加しないで、けがした者のほうがもっと私は国がめんどうを見なければならぬ。それこそさぼつてなんです。そういう意味で、ひとつ根本的に検討していただきたいと思ひます。

それから、法律改正のいきさつをずっとうちの調査室で調べてもらっておりますが、なかなか複雑なんです。もうこれはずっと一覧表ありますけれども、私も一晩か二晩見ましたけれども、頭にはつきり入りませんでした。このようなことで、もう取り扱ふ役所もたいへんだらうと思うのです。だから、できますならば、金額もわずかの差のようでありませうから、できるならば一本か二本かの法律にまとめてもらつて、そうして扱いやすいようにしてもらつて、しかもその法律を国民が知つて、私もそうですよと、だからひとつ年金を支給してくださいと言ふような体制にしませんと、これ全部専門家が読みましてもなかなか

か、私はどこに入るのだからと、こう考える。このほかに、今度軍人恩給がありませう、公務扶助料がありませう。こういうことでは私は一体どこに入つてゐるかというのを、国民の一人になつてみてもなかなかたいへんでありますから、早急にこの法律の一本化をしてもらつて、だれが見ても簡単にわかるようにしてもらいたい。これは希望条件です。

それから、あともう時間がありません。五分間でありませうから、だいいじな問題ですけれども、その他の問題で質問いたします。

それは、海外戦没者の遺骨収集の今後の計画についてお伺ひいたします。

○政府委員(中村一成君) 海外の遺骨収集につきましては、西部ニューギニア、マーシャル諸島、ギルバート諸島及びソロモン諸島につきまして実施をする予定でございませう。四十七年度以降におきましては、ビルマ、インド等におきまして実施をしたいと考えておりますが、こういう地区におきましては、いろいろと現地の状況に問題がございまして、外務省を通じていろいろと調査をして当たつておるところでございませう。

○小柳勇君 最後の問題は、現在、戦艦「陸奥」の引き揚げ作業が行なわれておりまして、その船から遺骨がたくさん収集されたようでありませうが、その他の沈没艦船についての引き揚げ及びその遺骨収集についてはどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○政府委員(中村一成君) その他の沈没艦船の引き揚げの問題につきましては、これは率直に申し上げまして非常に困難でございませう。沈みまして船の引き揚げにつきましては、いままで引き揚げ可能な艦船につきましては、その引き揚げがもうできておりまして、現在、まず申し上げますと、日本の近海におきましては、沈んだ船の中で「陸奥」が一隻は残つておりました。この「陸奥」を現在引き揚げ、あわせて御遺骨の収容をいたしておるわけでございませうが、その他の

地域におきましては、沈んでいましてところの場所が外国であるとか、あるいは沈んでいましての深さが非常に深いところから、その引き揚げということはいかぬ、もう事実上不可能に近いという状況でございませう。

○小柳勇君 最後の質問は、この法律が通過いたしました、可決いたしました後、これを国民に周知する方法についていかにされるか。なるべく早い機会にこの法律の適用を知ってもらつて、適用してもらいたいのでありますが、たとえば遺族相談員などもおられるようでありませうが、どのような方法でこの法律の拡大されたことを知らせるか、それをお聞きいたしまして質問を終わります。

○政府委員(中村一成君) この法律の周知徹底はきわめて重要な問題でございませうので、私どもは、各都道府県の方々と連絡をいたしまして、都道府県が中心になつていただきまして、都道府県内の周知徹底をはかるためのいろいろな措置をお願いいたしておりますが、いまお示しのように、遺族相談員あるいは戦傷病者相談員という方々にも十分御協力を願ひまして徹底をはかりたいと、こういうふうに考えております。

○渋谷邦彦君 この種の法律改正が上程されるたびごとに思ひますことは、まあ戦後二十六年といわれておりますけれども、いまだに戦後が終つていないという、そういう印象を非常に強く持つわけであります。もうすでに衆議院の社会労働委員会でも、何回か繰り返しのこの問題の議論がなされてまいりまして、やつといるいるなままでネックになつていた問題が是正されつたといふのは、やほりこの当事者にとつてみれば不満が解消されないという、そういう国民的な感情が残つていくだらうと思ひます。そこで一体こういう問題の今後の処理というものは、めどを置くということも非常にむずかしいだらうと思ひますが、しかし、もっと根本的な判断をもつて、総合的に一体どういふふうにかつてから処理を推進をし、一切の問題の解消をはかつていく

申し上げた点の一つなであります。現在、社会福祉ということを大臣しきりにおっしゃっております。とりわけその中でも福祉施設ということがまだまだ先進国と比較をいたしますと立ちおくれている。おそらく先進国の水準並みに引き上げるということには、相当のまだ年数がかかるんで

はないだろうかという考えが出てくるわけであり
ますが、せめて一方においては、まあ福祉施設開
係が整備されているということであるならば、あ
るいはその現行の年金額でも十分とはいかないま
でも、まあまあとにかく老後を楽しんでいただ
けというようにもなるんだらうと私は思う
んです。しかし、いま申し上げたように、施設開
係が全然整備されていないことであるならば、
せめてこの年金だけでも十分に老後を楽しん
でいただける、そういう内容にしたいだきたい
ものだ、そういう思いからいま申し上げたわけ
であります。

それから、次に戦傷病の認定の問題でございま
すけれども、かつて私ある一人の——これは軍人
でございまして、陳情を受けたことがござ
います。つまり銃弾によって負傷したわけではご
ざいません。しかし、やはり戦場において馬から
落つたんです、落馬した。そのときに得た
傷がもとで現在は廃疾同然。しかしそれを認定し
た医者は現在もういない。それで、その当時の書
類もない。戦後引き揚げてまいりましてから、も
よりの病院に行つてその事情を話をして、認定し
てもらいたいというようにも申し出たそうであ
ります。しかし、結局、それは戦争による傷病
とは認定できないというように、いままで
ずいぶん県当局ともかけ合つてきたけれどもち
ががなかつた。何とかしてもらえないかとい
う、そういう問題がございました。おそらくそれ
は軍人といつても、階級が非常に下のほうでござ
いますので、あるいはそういう階級が下であつた
がゆえにそういうことであつたのかと疑いたくな
るような内容でございました。まあそれはともか
くとして、こうしたことが全国的に考へてみた場
合に相当数にのぼるのではないかと。また同時に軍
属の場合でも同じようなケースが考えられないか
というのを心配するわけでありまして、この問題
の処理についてどのように従来措置をとつてこ
られたか。それから同時に、今後どうい
うふうな考え方でこうした問題の処理に当たられ

るのか。この点は、おそらく過去においてもこ
うしたことが問題にされたことがあるだろうと思
うのです。重ねてここで伺つておきたいと思いま
す。

○政府委員(中村一成君) 先生御指摘のとおり、
戦後二十数年を経過している今日では、もう立証
資料を整備するということはなかなか困難な場合
が多々ございまして、御指摘のとおりでございま
す。そこで、私も、戦傷病の認定に当たりまし
ての立証の問題につきましては、従来からできる
だけ簡素化するというふうな方針で進んでまい
っております。立証困難なものにつきましては、現
在、その責めを請求者のみに課するということ
は、これはまことにお気の毒でございまして。た
だいま御引例の例のような場合、そうであらうと思
います。私ももといたしまして、私もが率先
いたしましてその資料の収集に当たると、こちら側
も当たつていく。そういう努力を払いまして、で
きるだけ請求者に有利に資料を評価する、そうい
うような基本的な態度で今日までまいつておりま
す。中にはあるいはこちらの方針のとおりにい
かないケースも事実上あるかと思ひますけれど
も、方針としてはそういう考えでおりますし、今
後とも立証の簡素化あるいは審査の促進につ
きましては十分努力をいたしたいと考へておる次第
でございまして。

○渋谷邦彦君 これからもそういう方々がむし
ろないことが望ましいのかもしれません。もうい
れども二十数年間の間には立ち上がつて、それぞ
れの自立の生計を立てておられる方がほとんどあ
るかとも思ひますけれども、中には不具廃疾とい
うようなことになつて、訴えるにも訴えられない
の個人個人の差がございまして、それでまた
県当局あたりに行つても十分親切な指導といいま
すか、相談といひますか、なされてない場合があ
るように私は思ひます。いわゆる官僚的な、機
械的なそういう話に終わつてしまつて、まことに
不親切きわまりない。結局は国会議員でももしつ
てがあれば頼んだほうが早いんじゃないかとい

て、ストレートに国会議員のほうに頼まれる、ま
あそれもけっこうでしょう。しかしいま局長言わ
れたように、こちらからもできるだけそういう方
がいないかということをおやりになつていただ
け、それと、はたしてそれがどういう効果をおさ
めているのか、そして具体的にまたそういうよう
な啓蒙と申しますか、された結果、やはりその恩
恵にあずかった人が実際にいるのかどうか。ま
たどういふ機関を通じてそういう啓蒙のしかたを
やつてこられたのか、この点いかがですか。

○政府委員(中村一成君) やはりそのきつかけと
いたしましては、本人から何らかの形におきまし
てそういう意思の表明がございまして、端緒と
いたしまして、都道府県あるいは私どもといつた
役所が積極的にその調査に当たるわけがございま
すが、そのほか戦傷病者相談員あるいは昨年から
設けられました遺族相談員の方々の御協力も得ま
して、そういう方々の把握あるいは調査、御指
導、御協力につぎまして援助するやうな体制をと
りまして、国あるいはこういう相談員の方々の等
のボランティアの活動というものの協力も得ながら
進めているわけがございまして、その結果、何名
出てきたかという具体的な結果につぎまして、た
だいま手元に資料がございませぬけれども、そう
いふようなあたりの気持で接するように、私
どももいたしましては、全国のたとへば都道府県
との打ち合わせあるいは会議というふうな機会
におきましては、常々そういうことを申し上げま
して、また都道府県もそういう気持ちでおそらく
管下市町村等とやつておられることと思ひます
のでございまして、そういうやうな方針で今後と
もまいりたいと思ひつゝ、次第でございまして。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、現状としてはそ
うたくさんの方が該当してゐると思ひます。その
で、いま言われたやうな方針に従つて善処をお願
いしておきたいと思ひます。

最後に、先ほども問題になりました遺骨の収集
でございまして、今後とも引き続き、おそらく厚生

省としては状況の許す限りこれを推進されるだ
らうと、こう思ひます。先ほども御答
弁の中に、現在、ビルマ等をはじめ若干の国にお
いては、相手国の国内事情によつてこちらから行
けないという場合もおそらく当然ございましてし
ょう。今後残る問題としては、未帰還者の処理の問
題、それから遺骨の収集の問題あるいはさらには
墓参といふことを考えられると思ひます。何年と
も、こういったことを総括して、いわゆる何年と
いう目標はどういふ立たないだらうと思ひます
けれども、やはりこれから継続的にケース・バ
イ・ケースでもつて、毎年そうした一つの件が起
これば、そういう遺骨の収集ということが可能で
あるという状態が起これば、これを積極的に進め
るのかどうなのか。そうした今後の長期展望と
言つてもちよつと言ひ方がおかしいと思ひます
けれども、その辺の今後の厚生省の取り組み姿勢
というものを最後にお尋ねしまして私の質問を終
わらしていただきたいと思います。

○政府委員(中村一成君) 海外におきまして戦没者
の遺骨収集につぎましては、主要なる戦域につ
きまして計画的な遺骨収集を進めてまいつたわけ
でございまして。昭和四十二年以降特に努力を重ね
ております。フィリピン、マリアナ諸島、東部
ニューギニア、北ボルネオ等につぎまして実施は
すでにいたしてきましてございまして。

それから本年度あるいは今後につぎましては、
先ほど小柳先生の御質問に對しましてお答え申し
上げたとおりでございまして。

なお、これから先の問題につぎまして、おそら
くあるいはわれわれが調査した段階におきまして
漏れておつたところ、あるいはその後発見される
といったやうな問題も、今後あり得ると思ひま
す。私も、やはり御遺族の方のお気持ちにな
りまして遺骨の収集の問題につぎましては、今後
遺骨が出た場合におきましては、これを何とかし
て日本に持つて帰り御遺族の方にお渡しするとい
うやうな態度で、今後とも海外の遺骨収集につ
きましては、年次をもつてこれを区切るというやう

なことはなく、その事態に即応いたしまして万全の努力を払いたい、こういうふうにかゝる次第でございます。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。――別に御意見もなければ討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林虎雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○山下春江君 私は、ただいま可決されました法律案に対し附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
政府は次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一、戦後二十数年経過した今日、なお戦争犠牲者で未処遇のものについては、早急に解決をはかり、なお、そのための予算確保について一層の努力をすること。

二、受給者の高齢化に対処するための施策について検討すること。

三、準軍属の処遇について、軍人軍属との格差をさらに縮小すること。

四、戦傷病者に対する障害年金等の処遇について改善に努めること。

五、未帰還者の調査及び遺骨収集を積極的に推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛成をお願いいたします。

○委員長(林虎雄君) ただいま山下春江君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行な

います。
山下君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林虎雄君) 全会一致と認めます。よつて、山下君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま御決議になりました事項につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、今後とも努力をいたす所存でございます。

○委員長(林虎雄君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十七分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月九日)

一、勤労者財産形成促進法案

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

附則

(小字は衆議院修正部分)

附則

(施行期日。等)
第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

(第一八二二二号)(第一八四七号)

一、健康保険法一部改正案反対等に関する請願

(第一八二五五号)(第一八八六号)(第一九一三三号)(第一二〇六七号)(第一二四六号)

一、失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

(第一八二六六号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八七号)

(第一九〇四号)(第一九一四号)(第一九六三三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)

(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一七号)(第一九七二二号)(第一九七三三号)(第一九七四四号)(第一九七五五号)(第一九七六六号)

(第一九七七七号)(第一九七八八号)(第一九七九七号)(第一九八〇八号)(第一九八一八号)(第一九八二九号)(第一九八三〇号)(第一九八四〇号)

(第一九八五五号)(第一九八六六号)(第一九八七七号)(第一九八八八号)(第一九八九九号)(第一九九〇〇号)(第一九九〇八号)(第一九九二〇号)

(第一九九二二号)(第一九九三三号)(第一九九四四号)(第一九九五五号)(第一九九六六号)(第一九九七七号)(第一九九八八号)(第一九九九九号)

(第二〇〇〇〇号)(第二〇〇〇八号)(第二〇〇二〇号)(第二〇〇二二二号)(第二〇〇三三三号)(第二〇〇四四四号)(第二〇〇五五五号)(第二〇〇六六六号)

(第二〇〇七七八号)(第二〇〇八八八号)(第二〇〇九九九号)(第二〇一〇〇〇号)(第二〇一〇〇八号)(第二〇一〇二〇号)(第二〇一〇三三号)(第二〇一〇四四号)

(第二〇一〇五五号)(第二〇一〇六六号)(第二〇一〇七七八号)(第二〇一〇八八号)(第二〇一〇九九九号)(第二〇一一〇〇〇号)(第二〇一一〇〇八号)(第二〇一一〇二〇号)

(第二〇一一二二二号)(第二〇一一三三三号)(第二〇一一四四四号)(第二〇一一五五五号)(第二〇一一六六六号)(第二〇一一七七八号)(第二〇一一八八八号)(第二〇一九九九九号)

一、はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願(第一八四二二号)(第一八四三三号)(第一八四四四号)(第一八四五五号)

一、栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願(第一八四六六号)(第一八四七七号)(第一八四八八号)(第一八四九九号)

一、モーターの規制を風俗営業等取締法に移管することに關する請願(第一八四八八号)(第一八四九九号)

一、理学療法士・作業療法士国家試験の特例措置の延長反対に関する請願(第一八五五五号)

一、老人福祉に関する請願(第一八五五五号)

一、高齢失業者等就労事業の実施に関する請願(第二二二五五号)

一、ペーチェット病患者救済等に関する請願(第二二六六六号)

第一八二二二号 昭和四十六年三月十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 東京都江戸川区篠崎町三ノ六三東

九

第七部 社会労働委員会会議録第十号 昭和四十六年四月二十日【参議院】

九

九

九

九

九

運輸株式会社取締役社長 田口嘉
一外八十八名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一八四七号 昭和四十六年三月十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 愛知県豊田市大林町四丁目寺屋敷
愛知県清瀬協議会内 稲吉善太郎
外九名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一八二五号 昭和四十六年三月十二日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願(五通)
請願者 宮城県石巻市門脇町四ノ一ノ二二
石川忠外四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第一八八六号 昭和四十六年三月十三日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願(五通)
請願者 横浜市港北区綱島町六三二 木田
仁外四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第一九一三号 昭和四十六年三月十五日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願(六通)
請願者 宮城県仙台市原町小田原大梶 岸
富四郎外五名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第二〇六七号 昭和四十六年三月十七日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区東新小岩五ノ八ノ三
田辺もよ外四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第二一四六号 昭和四十六年三月十八日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願(五通)
請願者 千葉市稲毛海岸三ノ三三〇一〇一
渡部恵一外四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第一八二六号 昭和四十六年三月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願(五通)
請願者 秋田県雄勝郡雄勝町上院内 太田
小太郎外二十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八五七号 昭和四十六年三月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 東京都大田区大森東一ノ四ノ四
綱島朝蔵外三千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八五八号 昭和四十六年三月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 福島県石川郡浅川町東大畑 土田
トク外三千九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八五九号 昭和四十六年三月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 名古屋市北区上飯田南町五ノ一九
浅野豊外三千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八六〇号 昭和四十六年三月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町長尾 田上松
蔵外三千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八七八号 昭和四十六年三月十三日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 京都市東山区三条大橋東入ル三丁
目下ル下教養町二〇一 福井幸次
郎外三千九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八七九号 昭和四十六年三月十三日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 東京都江戸川区東小松川五ノ六三
桑原きく外三千九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八八七号 昭和四十六年三月十三日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願(五通)
請願者 秋田県雄勝郡雄勝町上院内字町後

小川秀蔵外二十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九〇四号 昭和四十六年三月十五日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 横浜市磯子区磯子町五二 高野正
男外三千九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九一四号 昭和四十六年三月十五日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願(四通)
請願者 秋田県雄勝郡雄勝町上院内字町後
一八六 本間卯三郎外二十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六三号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 新潟県柏崎市東之輪町二ノ四 小
市ハツエ外千名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六四号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 山口県宇部市藤山区松崎 江本和
敏外千名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六五号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷小島官前三一

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六六号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市荒浜 小林庄之助外

千名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六七号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町田尻二〇七

佐々木 甲外千名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六八号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県双葉郡楢葉町大字井出 横

田久美子外千名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九六九号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県いわき市泉町滝尻字後川三

四 高木通外千名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七〇号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大阪府西成区北開三ノ一八 金沢

春雄外千名

紹介議員 木村禎八郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七一号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市愛宕町 前田亘外千名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七二号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県松阪市久保町 武田博高外

千名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七三号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市乙部寺町 日置さかえ

外千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七四号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原三ノ五二 立

川修一外千名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七五号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稲築町口ノ春松ケ迫

一三組 石津政市外千名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七六号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町一〇五 宮田

ヨシ外千名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七七号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町伊坂一ノ三

一七 並木イチ子外千名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七八号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都大田区羽田三ノ二一ノ五

佃正外千名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九七九号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷白水町川平七

三 鈴木ゆう子外千名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市乙部平和北 飯田とも

子外千名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八一号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷白水町広畑一

二六 江口きん外十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八二号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 和歌山県田辺市磯間七五 中地愛

子外千名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八三号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県原町市橋本町三ノ二五ノ五

出崎友彦外千名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八四号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市幸町一ノ五三

亀田みさ子外千名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八五号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 京都市左京区鹿ヶ谷法然院町四四

漢口順外千名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九九〇号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市十二所七〇八

木エツ子外千名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二三号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島市御山町三〇二七 大槻義次

外千名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二八号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県江刺市男石一ノ七ノ九 中

山チカ外千名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八六号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野県大町市大字大町三、〇〇八

北条智子外千名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都板橋区中板橋二二ノ二 丸

山義明外千名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二四号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町神の浦田八組

久保田富造外千名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二九号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県石巻市南浜町一ノ一ノ三

石川政子外千名

紹介議員 成瀬 耀治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八七号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都品川区小山六ノ一ノ三

岩井義雄外千名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二〇号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大阪府茨木市庄一ノ二二ノ三 松

島隆夫外千名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二五号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県石川郡浅川町大字染地獄谷

地一七五 鈴木光治外千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三〇号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山県新湊市港町一五ノ四 野村

甚造外千名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八八号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀四ノ一四ノ一

斉藤満智子外千名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二二号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 和歌山市西浜一、一九九 宮本勇

壮外千名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二六号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ四八

山本君子外千名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三一号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県福山市東深津町一、六四一

堤マサ外千名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一九八九号 昭和四十六年三月十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀四ノ一四ノ一

多嘉良美代子外千名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二二号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町上飯野 本

多春子外千名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇二七号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田七、三〇三ノ

イ 中村晴貞外千名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三二号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県福山市水呑町二、〇五二

浜野正臣外千名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三三号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町一ノ一六ノ三

五 刈谷秀雄外千名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三四号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 新潟県新発田市市曾根町二ノ六ノ

二二 斎藤綾乃外千名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三五号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市乙部岩田川通 長谷川

達夫外千名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三六号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市八町三丁目 駒田英生

外千名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三七号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山市四方一番町二、〇二〇 柴

草清吉外千名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山県水見市下久津呂 西浦外松

外千名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇三九号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷二ノ一ノ二

一七棟一〇六号 工藤とくえ外千

名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡明科町三、八二五

望月卯一外千名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡中条町赤川 三宅

勝美外千名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町春日町 山

口和子外千名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四三号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野県大町市中原町 小林久江外

千名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四四号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市沢町四ノ一四 佐々

木佐次郎外千名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長谷五二八 松下

一雄外千名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住七ノ一二ノ四

田中栄一外千名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大分市中津留十六組 池辺哲男外

千名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四八号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町旭町 宇戸作

太夫外千名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡瀬田町東勢田 中谷

金次郎外千名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇五〇号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県三原市旭町二二九 原春一

外千名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇六三号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯台堂五六

佐藤清治外千六百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇六四号 昭和四十六年三月十七日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 愛知県豊川市高見町四ノ二八 塩

崎輝三郎外千三百九十四名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇六五号 昭和四十六年三月十七日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 東京都中央区築地二ノ一二ノ九
鈴木ふみ外九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇六八号 昭和四十六年三月十七日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（八通）

請願者 秋田県山本郡二ツ井町富根 池端
豊外三十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二〇九〇号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 香川県高松市女木町 北浦修三外
千三百三十八名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一〇六号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福島県郡山市熱海町横川三八 安
富喜代志外千名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一〇七号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

請願者 福岡県大牟田市大黒町四ノ五 小
宮利吉外二千九百三十一名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一〇八号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県三原市本町一、五四六 常
盤友之外千名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一〇九号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小袋谷五七七 北
見光外千名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一〇号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 横浜市鶴見区市場下町六ノ三七
鈴木信之外千名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一一号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀宮町一、〇五五
加藤イネ外千名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一二二号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 広島県三原市幸崎町 吉田義人外
三千八百九十五名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一三号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 和歌山県田辺市紺屋町一六〇 武
田孝一郎外千名

紹介議員 木村禎八郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一四号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山県東田地方二丁目 小泉豊一
外千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一五号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 富山県高岡市宝町四ノ八 中村市
雄外千名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一六号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県三原市西町 神原順一外千
名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一七号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願
請願者 広島県安芸郡音戸町大字渡子 住
本フミエ外千名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一一八号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県安芸郡音戸町 実兼シズエ
外千名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一九九号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 青森県八戸市大字大久保字小久保
三ノ四九 荻沢貞夫外千名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市唐船伏部八七九
奥園つよ子外二千九百三十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十六年三月十八日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野市篠ノ井東福寺六一三 西沢
芳美外千名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十六年三月十八日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字三池六〇四ノ

一 田中省三外二千二百三十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十六年三月十八日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 新潟県村上三ノ丁 鈴木慶子外

千名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二二四号 昭和四十六年三月十八日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県飯塚市伊川二九五ノ一 野

沢喜久子外百十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二四七号 昭和四十六年三月十八日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（十通）

請願者 秋田県雄勝郡羽後町清水 信太新

一外九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一八四一号 昭和四十六年三月十二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡佐土原町二ノ一二ノ

一〇宮崎県鍼灸師会内 小牧政吉

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四二号 昭和四十六年三月十二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 神奈川県平塚市紅谷町四ノ一五社

団法人神奈川県鍼灸按摩マッサ

ジ指圧師会会長 山田醇一郎

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四三号 昭和四十六年三月十二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市千代田町四ノ三ノ五

社団法人群馬県鍼灸按摩マッサ

ジ師会会長 斎藤翠研

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四四号 昭和四十六年三月十二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市野町二ノ四ノ二八社

団法人石川県鍼灸マッサジ理療

師会会長 釜田勉

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四五号 昭和四十六年三月十二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本町通三ノ六ノ一七

岩手県鍼灸按摩マッサジ師会連合

会内 菅野長治外一名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一八四六号 昭和四十六年三月十二日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 長野市安茂里伊勢宮二、四二〇ノ

一二五社団法人日本栄養士会長野

県支部内 神津博子

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一八九四号 昭和四十六年三月十五日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 京都市右京区谷口円成寺町日本栄

養士会京都府支部内 小森瑛子

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一九四六号 昭和四十六年三月十六日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町勢野社団法人

日本栄養士会奈良県支部内 竹林

愛子

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二〇五一号 昭和四十六年三月十七日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 札幌市南三条西三丁目道失信用金

庫内 中田由紀

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二〇八五号 昭和四十六年三月十七日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県北茨城市大津町西町 村木

武男外千二百二十八名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一八四八号 昭和四十六年三月十二日受理

モーテルの規制を風俗営業等取締法に移管するこ

とに関する請願

請願者 香川県三豊郡詫間町栗島 合田フ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一九九四号 昭和四十六年三月十六日受理

モーテルの規制を風俗営業等取締法に移管するこ

とに関する請願

請願者 香川県高松市番町一ノ一〇ノ三七

婦人会館内香川県婦人団体連絡協

議会内 大浦シメノ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一八五五号 昭和四十六年三月十二日受理

理学療法士・作業療法士国家試験の特例措置の延

長反対に関する請願

請願者 兵庫県養父郡八鹿町八木一二九

綿貫吉一外七百十八名

紹介議員 中沢伊登子君

理学療法士・作業療法士国家試験の特例措置の延

長を阻止されたい。

理由

理学療法士及び作業療法士には高度の専門的知識

と修練が要求されるにもかかわらず、特例措置が

延長されると技術水準の質的低下を招くとともに

国民の医療に対する信頼を裏切ることになる。

第一八五六号 昭和四十六年三月十二日受理

老人福祉に関する請願

第二一八二号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 和歌山県田辺市江川町三三〇ノ二

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一八三号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大分市大字浜八〇八 東清吉外千名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一八四号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大阪府茨木市田中町三ノ一 西川志津子外千名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一八五号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 長野県松本市岡田七三三 米山功外千名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二一八六号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市乙部俵田 吉田くみ子外千名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二四五号 昭和四十六年三月十九日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（二通）

請願者 秋田県山本郡二ツ井町小掛 成田睦子外九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二七八号 昭和四十六年三月二十日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 名古屋市中村区佐古町六ノ三七 稲垣靖和外七十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二七九号 昭和四十六年三月二十日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町大字枝園三区 武井政夫外百六十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十六年三月二十二日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町太田面四ノ一〇 菊池ミヨ外四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二三三〇号 昭和四十六年三月二十三日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（五通）

請願者 秋田県山本郡二ツ井町薄井 田中

三雄外二十四名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四〇三号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（二通）

請願者 秋田県山本郡二ツ井町太田面 小林ミサ子外九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四一四号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町二丁目 藤井貞之外五千六百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四一五号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県津市愛宕町 北川和代外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四一六号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川郡方城町伊方 江藤ミサ子外四千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市北村八二五 小杉敏雄外八百三十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四三一号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市上河原政本一八九 松井多津子外八百二十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二四三二号 昭和四十六年三月二十四日受理
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（三通）

請願者 岐阜県中津川市茄子川一、七三九ノ一 勝保外一万七百六十七名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十六年三月十九日受理
モーターの規制を風俗営業等取締法に移管することに関する請願

請願者 香川県丸亀市城東町一八 赤沢ミツエ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十六年三月十九日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 神戸市須磨区天神町一ノ四ノ三八 西昭

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二三〇一号 昭和四十六年二月二十二日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 京都市左京区浄土寺馬場町二ノ三 桜井正雄外五名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二三九六号 昭和四十六年三月二十四日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市春日町二ノ三 大島新之助

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二四五一号 昭和四十六年三月二十四日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市有屋一、七〇〇 宮崎俊子

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十六年三月十九日受理

健康保険制度の改正案反対に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番一ノ四ノ一二 神崎勉外百七十七名

紹介議員 木村福八郎君

このたび厚生大臣が社会保険審議会に諮問した健康保険法改正案中、左記事項に對し反對する。

一、保険料率の二%引上げと標準報酬上下限の引上げ。

二、保険料の算定にボーナスも含める総報酬制の採用。

三、再診時一部負担金百円の新設。

四、入院時一部負担金を一日六十円から百五十円に引上げと徴収期間の延長。

理由 国民皆保険下の健康保険制度はあくまで社会保障制度の一環でなければならず、政府管掌健保の赤字は国庫で負担するのが当然であり、医師や患者にしわ寄せすべきものでは絶対にない。

改正案は、被保険者の保険料が大幅に増額され、低所得者においては現金がなければ毎日医師にもかかれず、入院もできなくなるといふ人命軽視の制度である。

しかし、本改正案中七十歳以上の被扶養者の療養給付が七割にされたことは一歩前進であり、さらに進んでこれを早急に健保家族全般に及ぼし、国民保険なみに統一して、格差を廃止すべきである。

第二二〇七号 昭和四十六年三月十九日受理

健康保険法一部改正案等反対並びに精神医療制度等の抜本的改善に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市林二ノ三ノ八 大平宗弘外四百六十名

紹介議員 大橋 和孝君

医療保険制度に關し、憲法第二十五条第一項の精神にのっとり、左記の措置を講ぜられたい。

一、健康保険法及び船員保険法の一部改正をただちに取りやめること。

二、長期療養を要する神経・精神疾患患者に對しては、最低、「現行の結核患者に對する保障」と同等の保障を施すこと。

三、当面、健保三割、共済短期二割、日雇健保八割、国保五割以上の定率国庫負担を実施すること。

四、保険料の負担割合を労働者三、資本金七とする。

五、保険給付水準を實質的に引き下げるいっさいの負担金、差額徴収、療養費払いをただちに取りやめること。

六、傷病手当金については、なおるまで十割とし、当面は八割とすること。

理由 政府が意図している健康保険法及び船員保険法の一部改正が実施されれば、現状でさえ不十分である医療保険制度は更に悪化し、国民の生命と健康の破壊がますます深刻化することになる。このことは憲法第二十五条第二項の大原則に逆行するものである。

第二二〇八号 昭和四十六年三月十九日受理

健康保険法一部改正案等反対並びに精神障害者の医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市汐入町四ノ五 伊藤としお外六百名

紹介議員 大橋 和孝君

精神障害者およびその家族への配慮のため、左記事項の実現を図られたい。

一、健康保険法ならびに船員保険法一部「改正」をただちに取りやめること。

二、精神障害者に對する医療制度を結核並みに引き上げること。

理由 健康保険法および船員保険法の一部「改正」が実施されると、再発の多い精神障害者の負担が増し、不幸な人を更に貧困化へおとしめることになる。

第二二四二号 昭和四十六年三月十九日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬一ノ一〇ノ一 六 林順鶴外一名

紹介議員 小笠原貞子君

(二通) 請願者 札幌市南三条西三丁目道央信用金庫内社団法人日本栄養士会北海道支部内栄養士「必置義務」期成同盟 内 笹谷美恵子外一名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二二八二号 昭和四十六年三月二十日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡河内村庄布川七八七 飯塚太郎外九百二十名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二三七八号 昭和四十六年三月二十三日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県高萩市島名二、二五〇 上村四郎外六百七十八名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二二四四号 昭和四十六年三月十九日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願(六通)

請願者 神奈川県川崎市久本七一二 佐藤誠外五名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第二二七七号 昭和四十六年三月二十日受理

健康保険法一部改正案反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬一ノ一〇ノ一 六 林順鶴外一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六四号と同じである。

第二二八七号 昭和四十六年二月二十日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 札幌市東月寒一四二ノ二豊平公益
清掃企業組合内 富永正美外四十
名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二三二二号 昭和四十六年三月二十二日受

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 新潟市西堀通六番町八八一新潟県
清掃協会内 原田茂外七十四名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二四五九号 昭和四十六年三月二十四日受

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 北海道函館市金堀町五ノ二三北海
道清掃業者連合会道南支部内 久
保幸一外四十名

紹介議員 小林 章君 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二三四一四号 昭和四十六年三月二十三日受

水道料金の均一化に関する請願(六通)
請願者 大阪府福島区海老江中一ノ二ノ二
福住ふさ江外一万四千三百三十二

名

紹介議員 田代富士男君

私たちにあっては生命を守るのもっとも大事なも
のであり、炊事、洗濯、ふろなど、一日として水
なしでは生活できない。この大事な水を供給して
くれる水道が大阪市内と私たちの住む衛星都市と
では、料金体系に差異が認められており、私たち
にはなんともなかつた感じがしている。水道
施設の設定費は、すでに償却が終わっているはず
であるから、政府並びに関係省庁において、料
金体系の均一化を図るよう、強く要望する。

第二三七二二号 昭和四十六年三月二十三日受

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関す
る請願

請願者 名古屋市中区港町一ノ三一中部
労災病院内中部脊髄損傷患者親睦
会内 浅井義治外七十九名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二四〇五号 昭和四十六年三月二十四日受

健康保険法改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八
茨城県議会議員 下條正雄

紹介議員 郡 祐一君

健康保険法の改正に際しては、国民の負担軽減の
ため、保険給付に対する国庫負担率の引上げ、さ
らに、高齢者に対する医療保障の改善充実等の実
現を期せられない。

理 由

今国会に上程された「健康保険法改正法案」につい
ては、政府管掌健康保険積赤字のたな上げ、定
率国庫補助の導入、退職者継続医療給付制度の創
設、標準報酬制度の合理化、高齢家族に対する給

付率の引上げ等按本改正の実現に着手しているが、
急速な社会情勢の変化を保障財政の危機に対処す
るためこの際根本的な解決を図る必要がある。

第二四四〇号 昭和四十六年三月二十四日受

老人医療費の公費負担に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議員 富樫又太郎

紹介議員 佐藤 隆君

豊かな老人社会を形成するための恒久策を樹立す
るとともに、特に緊急を要する老人医療費の公費
負担のための適切な行財政措置をすみやかに講ぜ
られたい。

理 由

近年、人口の老齢化が急速に進み、老人問題は今
や大きな社会的、政治的課題となっており、特に
医療問題は緊急施策を要する実情にある。一部の
地方自治体では老人医療費の軽減を単独事業とし
て行なっているが、本来このことは国の積極的な
施策によるべきである。

第二四五〇号 昭和四十六年三月二十四日受

健康保険法の一部改正反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鍛冶町二ノ一
雇用促進事業団健康保険組合理事
長 鈴木健二

紹介議員 西村 関一君

健康保険法の一部改正案は、再診料百円の新設、
入院時の自己負担一日百五十円の引上げ、総報酬
制の導入、標準報酬月額上限の二十万円への引上
げなどが中心であり、現在、社会保険制度の整備
が不十分である一方、国民経済の成長過程にあつ
て公害や物価の上昇になやまされている被保険者
にとって、その生活の向上と権利の保障に重大な
悪影響を及ぼすことになるので賛成できない。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、失業対策事業制度の存続と改善に関する請
願(第二五〇〇号)(第二五〇一號)(第二五〇二
号)(第二五〇三號)(第二五〇四號)(第二五〇
五號)(第二五〇六號)(第二五〇七號)(第二五
〇八號)(第二五〇九號)(第二五一〇號)(第二
五一一號)(第二五一二號)(第二五一三號)(第
二五一四號)(第二五二〇號)(第二五二二號)
(第二五四三號)(第二五四六號)(第二五四七
号)(第二五四八號)(第二五七一號)(第二五
七五號)(第二五七六號)(第二五七七號)(第
二五七八號)(第二五七九號)(第二五八〇號)(
第二五八一號)(第二五八二號)(第二五八三號)
(第二五八四號)(第二五八五號)(第二五八六
号)(第二五八七號)(第二五八八號)(第二五八
九號)(第二五九〇號)(第二五九一號)(第二五
九二號)(第二五九三號)(第二五九四號)(第二
五九五號)(第二五九六號)(第二五九七號)(第
二六〇四號)(第二六一五號)(第二六一六號)
(第二六一七號)(第二六一八號)(第二六一九
号)(第二六二〇號)(第二六二九號)(第二六三
〇號)(第二六三一號)(第二六三二號)(第二六
三三號)(第二六三四號)(第二六三五號)(第二
六三六號)(第二六三七號)(第二六三八號)(第
二六三九號)(第二六四〇號)(第二六四一號)
(第二六四二號)(第二六四三號)(第二六四四
号)(第二六四五號)(第二六四六號)(第二六四
七號)(第二六四八號)(第二六四九號)(第二六
五〇號)(第二六五一號)(第二六五二號)(第二
六五三號)(第二六五四號)(第二六五五號)(第
二六五六號)(第二六五七號)(第二六五八號)(
第二六五九號)(第二六六〇號)(第二六六一
七號)(第二六六二號)(第二六六三號)(第二六
六四號)(第二六六五號)(第二六六六號)(第二
六六七號)(第二六六八號)(第二六六九號)(第
二六七〇號)(第二六七二號)(第二六七三號)
一、高齢失業者等就業事業の実施に関する請願
(第二五一五號)(第二五一六號)(第二五一七
号)(第二五一八號)(第二五一九號)(第二五九
七號)(第二六一九號)(第二六五〇號)(第二六
五四號)(第二六五五號)

一、看護制度の改善等に関する請願(第二五九八号)

一、栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願(第二五七号)(第二七一十一号)(第二七三〇号)

一、地方公務員退職年金(遺族を含む)受給者の医療制度改善に関する請願(第二七三三号)

一、ペーチェット病患者救済等に関する請願(第二六七七号)

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第二六九三号)

一、最低賃金制度の改善に関する請願(第二七〇九号)

第二五〇〇号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市西区上弓削田 曲田 巧外二千七十七名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇一号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町吉田区萩町 久保松代外四百三十八名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇二号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町大字下見 奥田甚吾外千名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇三号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市井尻本町 白水ノ男外九百九十四名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町福岡中央区二組 坂本キミコ外九百九十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇五号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町五条三、二八一 棚町弘美外九百八十七名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市麦野四ノ九二七ノ二四 小川万吉外千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市魚町七ノ一六 加来 力雄外二千名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市西庄西町一四二 上原正雄 外五百名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡前沢町下小路二五ノ二 岸郁子外三百五十五名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県水沢市川端九六ノ一 後藤 みの外五百名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一一号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市南万丁目一、四四〇 古館澤外千名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一二号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市大字奈良 高山千代 子外三百六十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一三号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町坂瀬地三八四 山北ヒデ外千三十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一四号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 三重県飯南郡飯南町深野 吉田健 二外二千八百六十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十六年三月二十六日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大黒町一四〇ノ七
砥上律子外二千四百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五四二号 昭和四十六年三月二十六日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県宮城郡松島町海岸 森明外
二千四百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五四三号 昭和四十六年三月二十六日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市伊敷町三、〇九二 原田
フサ外二千四百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五四六号 昭和四十六年三月二十六日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市吉野原 松尾広吉
外二千四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五四七号 昭和四十六年三月二十六日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市下伊敷町一、五六一 村
岡トメ外二千四百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五四八号 昭和四十六年三月二十六日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区上々津役 角町千
も外二千四百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七一号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市一ノ浦町二一六
吉田政外千名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七二号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区桃園町一丁目 奥
村末喜外千名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七三号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 横浜市区北軽井沢三六 佐藤正
外千五百五十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七四号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県塩釜市今宮町二九 高山と
ら外千名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七五号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県塩釜市向ヶ丘四二 加藤三
男外千名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七六号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 広島県因島市土生町江ノ内 原山
花江外千名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七七号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区京良城 佐久間貢
外千名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七八号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市溝ノ口二七四 島
田三郎外千名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五七九号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県塩釜市西玉川町一ノ三 高
橋平治外千名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八〇号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 秋田県由利郡象潟町字浜山一二六
ノ九九 田口長之助外千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八一号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市秋谷七二三 尾
上悟外千五百三十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八二号 昭和四十六年三月二十七日受
理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡吹上町湯之浦二、
九九四 清田文雄外千五百九十九名

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八三号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市林四ノ四ノ九

今川利江外千名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八四号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市雪ノ下一ノ六ノ二

八 岩本隆二外千名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八五号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県中間市自由ヶ丘 井上義人

外二百名

紹介議員 木村禰八郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八六号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市西区後藤寺社宅隣ヶ

丘 下川誠外千八百名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八七号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ三ノ一一

小松市郎外千名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八八号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市汐入町三ノ八〇

菊池ヨシ外千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五八九号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 佐賀市本庄町 和田儀一外千名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県鹿毛郡南種子町中之上六

〇一 筒口洋一外千名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九一号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県塩釜市佐浦町三ノ二一 菊

地アヤ外千名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九二号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道夕張市鹿島春日町北三ノ八

麻野祐児外千名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九三号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県瀬市小宿町里 丸田タ

キ外千名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九四号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大分県臼杵市二王座二組 三重野

勝彦外千名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九五号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県鹿毛郡中種子町野間松原

中原誠外千名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九六号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大分県臼杵市城南區九 三田村武

生外千名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五九七号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区平松町仲組 中山

太郎外二千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一四号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 宮城県宮城郡多賀城町笠神字片畔

三〇 水間むめよ外二千九百九十

九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一五号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 大阪府和泉市山手町七八 北橋輝

博外二千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一六号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町二〇ノ八 鎌下

キミエ外二千四百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一七号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町島中 青山ヤ

ス子外千九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一八号 昭和四十六年三月二十七日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区宇佐町二ノ五ノ一

五 平野武雄外二千九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六一七号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区祝町 加川喜吉外

五百名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二二八号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第十号 昭和四十六年四月二十日【参議院】

請願者 北九州市八幡区木屋瀬中道 梅林

惣吉外五百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二二九号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区春ノ町一丁目 江

藤千代外五百名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区香月町大辻下園

福岡八千代外五百名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二三一号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町吉田鯉口 児

島寅造外五百名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三二号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市本輪西町三ノ一〇ノ

一八 若松イネ外千名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三三号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市水元町四〇ノ二六

飛島弘則外千五百名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三四号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区香月町楠橋宮ノ下

石井常男外五百名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三五号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区熊谷町一丁目南

簡井久子外五百名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三六号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区枝光日ノ出町一丁

目 正込正行外五百名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三七号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区神山町三 足内善

孝外五百名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三八号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道苫小牧市浜町一ノ四ノ一二

渡辺末蔵外千名

紹介議員 西村 閑一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六三九号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道苫小牧市矢代町八ノ三 萬

西博外二千五百名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六四〇号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町上志免 坂本

スエノ外千名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二二六四一号 昭和四十六年三月二十九日受

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町志免一、〇〇

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四二号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市機野東谷社宅 原

口ヨシコ外千名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四三号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡大野町白木原一ノ三

中野義徳外六百五十名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四四号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町石崎 狩野

多美子外五百四十八名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四五号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福団地一四ノ二

〇 下川ウメ外千名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四六号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市渡辺通一ノ九ノ一〇 長島

寛外五百名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四七号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市春日一丁目 上妻喜作外五

百名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四八号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県三潞郡城島町上青木 江島

清美外五百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六四九号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市春日一ノ三九 大串義一外

五百名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六五一号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区下横代 村上アサ

子外千十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六五二号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市東区稲町 原保外千

九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六五三号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市下福元野頭 松元マリ子

外千八百八十七名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七一四号 昭和四十六年三月三十日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市太田下河原一六三

斎藤エサシ外二千二百二十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七一五号 昭和四十六年三月三十日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市新西方渡瀬七二四

中田甚太郎外千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七一六号 昭和四十六年三月三十日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市平作八ノ三ノ一四

榎本鉄五朗外二千九百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七一七号 昭和四十六年三月三十日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市新西方渡瀬 川村

ユミ外二千四百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七四二号 昭和四十六年三月三十一日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市菅芝間市宮住宅自

治会内 佐藤利男外五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二七四三号 昭和四十六年三月三十一日受理

理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北海道亀田郡七飯町中野五八ノ

二四 末武榮蔵外二千四百九十九

名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二五一五号 昭和四十六年三月二十六日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 北九州市八幡区永犬丸 花田アキ

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五一六号 昭和四十六年三月二十六日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町浅木 岡屋ユキエ外千四十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五一七号 昭和四十六年三月二十六日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県田川郡糸田町上糸田 山本梅代外三十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五一八号 昭和四十六年三月二十六日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡春日町上泉 河鍋フミ子外千二百二十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五一九号 昭和四十六年三月二十六日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡市西春日町一ノ四 松島タマエ外千八百八十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五九七号 昭和四十六年三月二十七日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡市箱崎米山町 小幡剛之助外千五百九十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二六一九号 昭和四十六年三月二十七日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県田川市西区清幸町木村ハル子外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二六五〇号 昭和四十六年三月二十九日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県田川市東区鎮西社宅 隅田勝外二千名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二六五四号 昭和四十六年三月二十九日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡市大字竹下東町一一三 吉村静恵外千八百名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二六五五号 昭和四十六年三月二十九日受

理

高齡失業者等就労事業の実施に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町大字前原町上町 相直助外千九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第二五九八号 昭和四十六年三月二十七日受

理

看護制度の改善等に関する請願(三連)

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町宮下六六 一國鉄宿舍内 田代三千子外百六十四名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二六五七号 昭和四十六年三月二十九日受

理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 山口市緑町済生会山口病院内日本栄養士会山口県支部内 伊達正

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二七一〇号 昭和四十六年三月三十日受理

理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡旭村勝下 飛田正男外四千十名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二七三〇号 昭和四十六年三月三十一日受

理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 三重県津市小森上野町社団法人日本栄養士会三重県支部内 米沢亀代子

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二六七三号 昭和四十六年三月二十九日受理

理

地方公務員退職年金(遺族を含む)受給者の医療制度改善に関する請願

請願者 東京都港区芝三島町二四 柳瀬保外二名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第二六七七号 昭和四十六年三月三十日受理

理

ベーチェット病患者救済に関する請願

請願者 鹿児島県瀬市春日町二ノ七 有蘭秀夫

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二六九三号 昭和四十六年三月三十日受理

理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町二ノ二三ノ一 群馬県清掃連合会内 鈴木弘外百名

紹介議員 丸茂 重良君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二七〇九号 昭和四十六年三月三十日受理

理

最低賃金制度の改善に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

外十七名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七六三号

昭和四十六年四月一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 東京都墨田区太平二ノ一四ノ五

本村和子外四百九十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七六四号

昭和四十六年四月一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二通)

請願者 札幌市清田二五九ノ六 林恭子外一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七一号

昭和四十六年四月一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十五通)

請願者 滋賀県甲賀郡甲西町吉永二八七

長谷和彦外十四名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七二号

昭和四十六年四月一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(三十四通)

請願者 三重県桑名市山手通一ノ五八 清水智恵外三十三名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七三号

昭和四十六年四月一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(三十九通)

請願者 大分市府内町一ノ三ノ一三後藤外科医院内 後藤正義外三十八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七六号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(五通)

請願者 岩手県盛岡市仙北二ノ八ノ六 藤井妙子外四名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七七号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二十六通)

請願者 石川県金沢市十一屋町一四ノ三一 中村友吉外二十五名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七八号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(四十通)

請願者 岐阜市大洞六〇七ノ一〇二 棚橋邦夫外三十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七七九号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(七十七通)

請願者 千葉市花見川一ノ一〇ノ三〇一 酒井ふみ外七十六名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七八〇号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 福井県敦賀市三島一丁目 加藤美枝子外十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七八一号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 東京都八王子市中野町六四八 尾崎芳子外二百七十四名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七八二号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(八十三通)

請願者 群馬県桐生市三吉町一八九 佐藤信一外八十二名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七九〇号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区虹ヶ丘二ノ七虹ヶ丘西住宅九ノ三〇二 山田幸樹外二百三十四名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七九一号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二十四通)

請願者 和歌山市井辺一四四ノ一 金原良平外二十三名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七九四号

昭和四十六年四月二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二百二十七通)

請願者 北海道小樽市長橋五ノ二三ノ三七 内村幸治外二百二十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七九七号

昭和四十六年四月三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 岡山市乙多見四八二ノ一 本田ヒロ子外三十二名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七八八号

昭和四十六年四月三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 山梨県東八代郡石和町市部八二二ノ一七 小泉寿美栄外九名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八〇三号

昭和四十六年四月三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 東京都調布市入間町二ノ三二神代アパート三一 武者敏子外百九十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八〇四号

昭和四十六年四月三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(八通)

請願者 岩手県盛岡市上田三ノ一三ノ三三 佐々木忠外七名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八〇五号 昭和四十六年四月三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(六通)
請願者 佐賀県西松浦郡有田町二、五三六
菊竹千枝子外十四名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八一〇号 昭和四十六年四月五日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 京都府綾部市若竹町三九 四方賢
二外九十五名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八一一号 昭和四十六年四月五日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 鳥取県米子市米原一、五九二ノ三
岡本美代子外八名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八一二号 昭和四十六年四月五日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(三十九通)
請願者 茨城県真壁郡協和町下郷谷 鈴木
節子外三十八名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八一三号 昭和四十六年四月五日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 高知市新本町二ノ一八ノ一〇 武
藤信雄外十四名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八一四号 昭和四十六年四月五日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(百四十七通)
請願者 埼玉県浦和市南浦和一ノ二一 飯
田雄司外百四十六名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二〇号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 京都市東山区山科勸修寺堂田六一
ノ五 竹内幸雄外七十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二一号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(五通)
請願者 東京都足立区本木北町一三ノ一二
小川信外八名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二二号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二百二十通)
請願者 神奈川県横須賀市久比里一ノ一五
六辻三郎方 大谷淑子外二百二十
一名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二三号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 大阪府茨木市双葉町一五ノ一〇
重川昌子外二百二十一名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二四号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十九通)
請願者 埼玉県川口市青木町二ノ六 阿島
丈夫外十八名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八二七号 昭和四十六年四月六日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十六通)
請願者 岩手県宮古市大字磯鶏第五地割字
前田三二 片桐正子外十五名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三〇号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 京都市左京区高野東開町八 藤岡
美次外九十二名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三一号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十一通)
請願者 山口県小野田市叶松園地二八ノ四
河野榮子外十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三二号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(五十一通)
請願者 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷一四
一 亀井明子外五十名

紹介議員 初村瀧一郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三三号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(八通)
請願者 東京都品川区大井五ノ一七ノ八
川下綾子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三八号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二百三十通)
請願者 北九州市八幡区祝町一丁目 甲斐
和枝外二百三十一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八三九号 昭和四十六年四月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二十八通)
請願者 愛媛県今治市南宝来町三丁目 畑
遵子外二十七名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八四二号 昭和四十六年四月八日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 宮城県仙台市原町苦竹金屋敷三六
高橋壮一外百二十名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八四三号 昭和四十六年四月八日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都大田区北馬込二ノ一〇ノ五

紹介議員 山口県宇部市上町一ノ二ノ一八社

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八四八号 昭和四十六年四月八日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 千葉県松戸市松飛台一四七 橋本

尚子外二十二名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二七六五号 昭和四十六年四月一日受理

療術の開業制度復活に関する請願

請願者 大阪府吹田市天道町二ノ一一

静波哲外四名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二八四四号 昭和四十六年四月八日受理

療術の開業制度復活に関する請願

請願者 山口県宇部市上町一ノ二ノ一八社

団法人山口県療術協会宇部支部内

末村小春

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二七九三号 昭和四十六年四月二日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡守谷町立沢一、三

七三 後藤弥生外二千八百一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二八二九号 昭和四十六年四月六日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 山形市あずま町三ノ五一山形県清

掃協議会内 遠藤重信外二百三十

一名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二八四一号 昭和四十六年四月八日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願

請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四

浦田寅治郎外三十一名

紹介議員 青木 一男君

戦争犯罪裁判有罪服役者中その身分が恩給法の公務員でなかった人約四百名に対し服役日数に応じ

見舞金を支給されたい。

他の一項目は、第一一四〇号と同じである。

社会労働委員会会議録第八号中正誤

ページ 段行 誤 正

九 三 一四 制度 制限

一 三 一〇 年に 世帯

一 五 一 二 採択 年々

一 八 四 終りから 採決

二 二 看護婦 看護婦

昭和四十六年四月三十日印刷

昭和四十六年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N